

# まちなかステージ実施要領

まちなかステージ設置運営実行委員会

## (趣旨)

第1条 この要領は、まちなかステージ設置運営実行委員会（以下「委員会」という。）が設置し、ハピテラスを芸術文化活動の場として利用するための登録者の認定方法およびステージの利用方法等について定める。

## (目的)

第2条 ハピテラスを音楽演奏などの芸術文化活動を行うことができる「まちなかステージ」として開放することにより、アーティストに表現の場を提供するとともに、まちなかで誰もが気軽に芸術文化に親しむ機会を提供し、賑わいを創出することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 登録者

まちなかステージの登録申請を行った者のうち、認定を受けた個人またはグループ

### (2) 認定

第7条で定める利用方法等を遵守することを誓約した登録申請者を、まちなかステージの利用を許可された個人またはグループとして認めること。

## (登録者の認定を行う者)

第4条 登録者の認定は、委員会が行う。

## (登録者以外の活動禁止)

第5条 まちなかステージの利用を希望する者は、委員会から認定書の交付を受けるとし、登録者以外のまちなかステージでの活動は禁止する。ただし、委員会が特別に企画する場合はこの限りではない。

## (認定申請)

第6条 認定を受けようとする者は、登録申請書（様式第1号）を委員会あて提出しなければならない。

2 認定を受けようとする者に18歳未満（高校生を含む。）の者が含まれる場合は、

保護者同意書（様式第2号）を委員会あて提出しなければならない。

（誓約）

第7条 認定を受けようとする者は、第10条に定める利用方法等を遵守し、誓約書（様式第3号）を委員会あて提出しなければならない。なお、グループの登録においては、全ての構成員が利用方法等を遵守することを代表者が保証し、代表者一名が署名するものとする。

（認定）

第8条 委員会は、第6条の申請を行った者で、前条の誓約をした者については利用を承認し、登録者として認定する。なお、次の各号に該当する場合は認定を行わないものとする。

- （1）過去に認定を取り消されたことがある場合
- （2）登録申請の内容が事実と異なる場合

（認定書の交付等）

第9条 委員会は、前条による認定を行った場合は認定書を交付する。また、認定を行わないことを決定した者については、その旨通知する。

（利用方法等）

第10条 まちなかステージは、次の各号に定める利用方法により運用する。

（1）活動内容について

まちなかステージにおいて行う活動は、第2条に定める目的に合致する活動であること。なお、委員会が不相当と認める活動を行った場合には、当該登録者の利用を制限する場合があること。

（2）活動場所について

- ア 活動は、別紙1「まちなかステージ開催スケジュールおよび利用日時等」に指定した区域および時間帯等を遵守して行うこと。
- イ 一般の通行人や近隣の店舗利用者の妨げにならないよう通路を確保すること。また、観客に対しても通行を妨げないよう協力を呼び掛けること。
- ウ ステージを利用する際は認定書を必ず携行し、関係者の求めに応じ提示すること。また、活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、自己責任において解決すること。
- エ 活動後は掃除を行い、ステージ周辺のゴミ拾いなどを行うこと。

（3）事前の利用予約について

- ア まちなかステージの利用を希望する者は、利用日の7日前までに活動計画書

(様式第4号)を委員会あて提出し、予約するものとする。利用日の7日前までに活動計画書が提出できない場合は、委員会あて事前に相談するものとする。

イ 県、市または民間団体等による行事等の実施に伴い、まちなかステージが利用できない場合があるものとする。

(4) 利用料金について

まちなかステージの利用料金は、利用人数に関わらず、1時間当たり1,000円とする。ただし、18歳未満(高校生を含む。)の登録者が利用する場合は利用料金を免除できるものとする。

(5) 利用料金の支払いについて

ア まちなかステージを利用する者は、予約完了後、利用日までにまちづくり福井(株)あて利用料金を支払うこと。

イ 支払い方法は、まちづくり福井(株)の窓口において現金支払いまたは振込とする。ただし、振込手数料は利用者負担とする。

ウ すでに納入した利用料金は、返金しない。ただし、天災等の利用者の責めに帰さない理由によりまちなかステージを利用することができなくなった場合で、すでに支払った利用料金があるときは、当該利用料金を窓口において返金するものとする。

(6) ステージ備品について

ア ステージ設営に係る備品は、別紙2「まちなかステージ備品」に定める範囲で貸出しを行う。

イ 活動場所にスタッフを配置しないため、ステージに必要な備品を事務局から受け取り、登録者において適切に設営すること。

ウ 登録者の責めに帰す事由により、備品の滅失、き損その他の損害を与えた場合は、登録者の負担により原状復帰すること。ただし、天災その他不可抗力により生じた損害については、この限りではない。

エ 活動に係る必要備品等は登録者の責任で準備すること。

(7) 禁止事項について

ア CD、DVD、チケット等の物販行為

イ 投げ銭の強要(ただし、厚意によるものを除く)

ウ 周辺の店舗または他の施設利用者など近隣への迷惑になるような大音量や奇声を発生する器材・楽器の使用

エ 火気、刃物等の危険物の使用

オ 宗教的または政治的な宣伝を目的とした活動

(登録者の変更または廃止)

第11条 認定書の交付後、登録内容に変更があった場合、または登録者自体が解散また

は活動を廃止した場合は登録事項変更（廃止）届（様式第5号）を提出するものとする。

（認定の取消し）

- 第12条 誓約に違反した場合で、委員会の注意・指導に対しても改善が見られない者は認定を取り消すものとし、認定取消通知書を当該登録者（代表者）あて送付する。
- 2 前項の事由で認定を取り消された登録者に対しては、原則として再認定は行わないものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条 登録申請書等に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報および提出資料については、個人情報保護法その他関連法令を遵守して委員会が適正に管理し、本事業で必要な場合にのみ使用するものとする。
- 2 登録情報のうち、登録者名（アーティスト名）、活動の名称および内容については、利用実績を広く周知するため、ホームページ上で公開するものとする。

附 則

- この要領は、令和3年4月26日から施行する。
- この要領は、令和3年6月22日から施行する。
- この要領は、令和5年3月15日から施行する。
- この要領は、令和6年5月1日から施行する。

まちなかステージ開催スケジュールおよび利用時間等

(設置場所および利用日時)

第1 まちなかステージの開催場所、開催スケジュールおよび利用時間等については、以下のとおりとする。なお、設営および撤去の時間を含むものとする。

開催場所：ハピテラス（大型ビジョン下）

	日 程	開催時間
第1回	4月28日(月)	11:00~14:00
第2回	5月26日(月)	
第3回	6月23日(月)	
第4回	7月28日(月)	
第5回	8月25日(月)	
第6回	9月29日(月)	
第7回	10月27日(月)	
第8回	11月17日(月)	

(アンプ等の使用)

第2 活動場所においては、アンプを使用しない形態での活動を行うことができる。

ただし、最小限のポータブルアンプ（電池または充電式）で、委員会の許可を得た場合に限り使用を認めるものとする。

2 前項における許可を得た場合においても、まちなかステージ実施要領第10条のとおり、どのような形態であっても大音量や奇声を出すことはできないものとする。

まちなかステージ備品

(貸出備品)

第1 まちなかステージの利用に当たり貸し出すことができる備品については、以下のとおりとする。

品名	規格	保管数
A型看板	330×380×887 mm	3

(備品の設営)

第2 まちなかステージを利用する場合は、備品を出演者において設置すること。

【様式第1号】

## 登録申請書

申請日 年 月 日

まちなかステージ設置運営実行委員会 へ

アーティスト名	(ふりがな)			
代表者名 (本名)	(ふりがな)		年齢	
住所	〒			
連絡先 (電話番号)				
メールアドレス				
活動の概要	<input type="checkbox"/> 音楽 ( ) <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> ダンス <input type="checkbox"/> 大道芸 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
主な使用楽器等 ※楽器は原則生音に限る				
過去の活動実績				
その他のメンバー	氏名 (本名)	住所	年齢	連絡先 (電話番号)

※メンバーが5名を超える場合は、申請書をコピーして添付してください。

身分証明書確認欄	免許証・保険証・パスポート・マイナンバーカード・学生証・その他
----------	---------------------------------

※代表者の本人確認のため、身分証明書を提示してください。

【様式第2号】

## 保護者同意書

まちなかステージ設置運営実行委員会 へ

私は、\_\_\_\_\_ の保護者として、まちなかステージの利用について同意します。

年 月 日

保護者氏名

続 柄

住 所

電話番号



【様式第 3 号】

## 誓約書

私は、まちなかステージを利用するにあたり、まちなかステージ実施要領に定める規則を遵守し、下記の内容について誓約します。

### 記

- 1 申請書類の記載事項について、事実と相違ありません。申請書類に虚偽の記載や報告があった場合は、登録の取消し等、まちなかステージ設置運営実行委員会の指示に従います。
- 2 ステージの利用目的に沿い、芸術文化の振興に資する活動を行います。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と関係を有していません。
- 4 申請者の責めに帰す事由によりステージ備品を破損した場合は賠償を行います。
- 5 申請者の活動は、以下に該当するものではありません。
  - (1) 営業行為（CD やチケットの物販等）
  - (2) 投げ銭を強要するもの。
  - (3) 近隣の方の迷惑となるような大声や奇声を発するもの。
  - (4) 火器、刃物などの危険物を使用するもの。
  - (5) 宗教的または政治的な宣伝を目的とするもの。
  - (6) 法令および公序良俗に反するもの。
- 6 行事等の実施に伴い、まちなかステージが利用できない場合があることを理解しています。
- 7 登録アーティスト名の公表に同意します。

年 月 日

まちなかステージ設置運営実行委員会 あて

住 所 \_\_\_\_\_

アーティスト名 \_\_\_\_\_

代表者名（本名）\_\_\_\_\_

※本人自書

【様式第4号】

## 活動計画書

申請者名 (アーティスト名)	
-------------------	--

1 活動希望日 (活動を希望する日に○を記入すること)

		11:00~12:00	12:00~13:00	13:00~14:00
第1回	4月28日(月)			
第2回	5月26日(月)			
第3回	6月23日(月)			
第4回	7月28日(月)			
第5回	8月25日(月)			
第6回	9月29日(月)			
第7回	10月27日(月)			
第8回	11月17日(月)			

2 活動内容等

活動の名称	
活動の内容 ※曲名、作・編曲者名など	

【様式第5号】

## 登録事項変更（廃止）届

届出日 年 月 日

まちなかステージ設置運営実行委員会 あて

住所  
アーティスト名  
代表者名

### 1 登録事項の変更

届出事項	変更前	変更後	変更年月日

※代表者が変更となる場合は、必要に応じて身分証明書を提示のうえ、誓約書を提出してください。

### 2 登録事項の廃止について

年 月 日 付けて、登録事項を廃止します。